

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	手数料の額を更に引き上げるべきではないか。 また、在留資格認定証明書の交付申請等についても手数料を徴収すべきではないか。	本改正は、最近の物価の状況、手続に要する実費等を考慮して、手数料の額を改定するものであり、改定後の手数料の額は適切なものであると考えていますが、いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
2	永住許可に係る手数料は、申請手数料にすべきではないか。また、その手数料の額は、1万円を超える額とすべきではないか。	永住許可を含む入管法第67条各号に掲げる手数料は、許可に係る記載、交付又は証印の時に納付するものであって、その額は、1万円を超えない範囲内において政令で定める額と規定されています。いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
3	手数料の額を改定することはやむを得ないとするが、改定額の引き上げ幅が大きいのではないか。 また、申請人の在留状況等を考慮して手数料の額を決定すべきではないか。	本改正は、最近の物価の状況、手続に要する実費等を考慮して、手数料の額を改定するものであり、改定後の手数料の額は適切なものであると考えていますが、いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
4	手数料の額の算出根拠が不明確ではないか。	入管法第67条各号に掲げる手数料の額については、政策的要素及び応益的要素を加味して定め、入管法第67条の2に規定する手数料の額については、実費を勘案して定めたものであり、改定後の手数料の額は適切なものであると考えております。
5	電子申請により行われた場合の許可の手数料の額を書面申請により行われた場合の手数料の額より低くすることは理解できるが、それよりもまず電子申請の利便性の向上を図るべきではないか。	本改正において、電子申請の利用を一層促進するため、電子申請と書面申請で手数料の額に差を設けることとしておりますが、引き続き電子申請の利便性の向上に取り組んでまいります。
6	電子申請を促進するために、電子申請により行われた場合の許可の手数料の額を更に低くするべきではないか。 また、許可に係る申請が電子申請により行われた場合の手数料の納付方法について検討するべきではないか。	入管諸申請が電子情報処理組織を使用して行われた場合の手数料の額については、審査に係る実費や国内の他の申請が電子情報処理組織を使用して行われた場合と書面で行われた場合の手数料の額等を参考にして定めたものであり、適切なものであると考えておりますが、いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
7	本改正に賛成である。	本改正に賛成の意見として承ります。
8	手数料の額を高くすることによって、申請人等の経済的負担が増し、各種許可等の手数料を支払うことが困難になる可能性があることから、改正に反対である。	本改正は、最近の物価の状況、手続に要する実費等を考慮して、手数料の額を改定するものであり、必要な改正であると考えていますが、いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
9	申請が電子申請により行われた場合の手数料の額を定めることに反対する。	本改正において、電子申請の利用を一層促進するため、電子申請と書面申請で手数料の額に差を設けることとしておりますが、いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
10	増額した手数料収入は、入管行政サービスの向上のために使用するべきではないか。	いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
11	施行時期を令和7年7月1日とすべきではないか。	本政令の施行期日については、最近の物価の状況、手続に要する実費等を考慮した上で定めたものであり、適切なものであると考えております。